

「ねもと地域力」規約

第1条「名称」

本会の名称は「ねもと地域力」という。（以下「本会」という）

第2条「事務局」

事務局を「ふれあいねもと」（根本校区地域福祉協議会）内に置く

第3条「目的」

根本校区内の「地域力向上」を目的として、根本校区民の英知を結集し、地域の「安心・安全・融和」を求め、その具体策を模索し、協議し、実現する、ことを目的とする

第4条「活動」

前条の目的を達成するために、広く根本校区民の参加を求め、「1防災」「2地域交流」「3認知症支援」 「4.デジタルねもと」 「5防犯」 「6自然・生活環境」の分科会を置き、根本校区内にある各種団体、機関と連携し「地域力向上」のための活動を行う
なお、必要に応じて新たな「分科会」を置くことができる

第5条「事業年度・会計報告」

事業年度は、4月1日から3月31日とし、「総会」で予算・決算の承認を得る

第6条「会員」

会員は、根本校区の住民並びに校区内の各種団体・機関団体に所属する者で、本会の趣旨に賛同するものとする

会員は第4条に掲げる「分科会」に1つ以上所属する

第7条「役員の選任」

次の各号に掲げる役員を置く

1 会長及び副会長、各1名を置き、選任は次による

- (1) 会長は役員会で選出し、「総会」の承認で決する
- (2) 副会長は、「ふれあいねもと」会長とする
- (3) 会長の任期は1年とする。なお再任を認める

2 運営委員は次の者とする。

- 22区区長、31区区長、明和町第2町内会長
- 根本校区青少年まちづくり市民会議会長
- 根本地域民生児童委員協議会会長

3 事務局長、会計担当、監査役、システム管理者は、会長の指名により選任する

4 グループ長（分科会の代表）は、分科会の会員の互選による

5 顧問は、会長経験者から選任する

第8条 「会議の開催」

- 1 「グループ長会議」は、分科会相互の連絡協調のため年4回程度開催する
- 2 「役員会」は、前条の者で構成し、会長が必要と判断した場合に召集し、課題についての連絡・調整・推進のために開催する
なお、必要に応じて校区内の小学校長、中学校長、多治見北部交番、市消防団根本分団長、交通安全協会根本分会長、など地域力の向上に関連する団体及び機関の関係者も参加することができる
- 3 「全体会議」は年2回開催し、グループ討議を行い、各分科会の進捗状況並びに、他のグループからの意見聴取を行うなど、会員相互の連絡協調の場とする
- 4 会長が指名した構成員により「企画委員会」を創設して、「ねもと地域力」の将来発展のために貢献する
- 5 「総会」は、毎年5月に開催する

第9条「事業の推進」

本会の事業は、根本校区全体にわたる地域力向上を目指した事業を企画し実行をする
但し、事業の推進に当たっては、第22区、第31区並びに明和町第2町内会の実情を勘案して行うものとする

第10条「経費負担」

本会を運営するための経費は、補助金、寄付金、等をもって充てる

- (1) 補助金は、22区、31区並びに明和町第2町内会から受ける
- (2) 公的補助が得られる事業については、その都度役員会において協議し決定する
- (3) 区または町内会で対応する事業に要する経費は、区並びに町内会の責任において処理するものとする

第11条「会員の入退会」

会員の入退会については個人の意思において行うものとする
但し、役員についてはその限りではない

第12条「規約改正」

規約の改正については、役員会で発議して、「総会」で承認を得る

附則 本規約は平成26年4月11日から施行する

附則 本規約は平成27年4月25日から施行する

附則 本規約は平成28年4月9日から施行する

附則 本規約は令和2年5月10日から施行する

附則 第1条「名称」の改正は令和4年4月1日から適用する

附則 本規約は令和5年5月7日から施行する

附則 第4条は令和6年5月19日から改正施行する